

友愛會の綱領

- 一、我等は公共の理想に従ひ識見の開發徳性の涵養技術の進歩を圖らん事を期す
- 一、我等は共同の力に依り着實なる方法を以て我等の地位の向上を圖らん事を期す
- 一、我等は互に親睦し一致協力して相愛扶助の目的を貫徹せん事を期す

常盤橋支部會則

- 第一章 名目
第一條 本支部は友愛會東京家具職工組合常盤橋支部と稱す
- 第二章 目的
第二條 本支部は本會綱領の精神を貫徹するを以て目的とす
- 第三章 大會及例會其他
第三條 本支部は毎年一回大會を開き毎月一回例會を開く但支部長必要ありと認むる時は幹事會の決議を経て臨時に大會を開く事を得
- 第四條 本支部は随時に講演會又は茶話會を開く
- 第四章 會員
第五條 本會々員を分ち左の三種とす
一、正會員男女労働者にして本會の主義綱領及び會則を遵守する事を誓約したるもの
二、賛助會員労働者以外の人にして本會の主義綱領に賛成し且毎月金壹圓以上の會費を納むるもの
- 第五章 役員
第六條 本支部に左の役員を置く
支部長一名 幹事長一名 會計係一名 記録通信係一名 庶務係 若干名
會計検査役二名
- 第七條 支部長は支部を代表し支部一切の事務を統理す
- 第八條 幹事長は支部長を輔佐し支部の事務を管理す但支部長缺員又は不在の場合は幹事長之を代理す
- 第九條 會計係は支部會計を司るものとす
- 第十條 會計検査役は常時支部の會計の状態を検査し例會又は大會の席上に於て其結果を報告するものとす
- 第十一條 記録通信係は主として支部の記録通信を掌り内外の聯絡を圖るものとす
- 第十二條 庶務係は會計記録通信以外の一切の事務を掌るものとす
- 第十三條 本支部役員は會員の互選とし任期は一ケ年とし毎年一回改選を行ひ會務の引繼報告をなすものとす但再選を妨げず

- 第六章 入會退會及除名
第十四條 本會々員たらんとするものは所定の様式に従ひ姓名生年月日職業現住所本籍地紹介者氏名等を明記し入會金貳拾五錢を添へ會員紹介に依り本支部に申込みし
- 第十五條 入會者にして本支部は會員證及會員徽章を交付するものとす
- 第十六條 本會々員にして會員證或は會員徽章を紛失したる時は支部に申出で再交付を受くべし但徽章は實費を辨償せしむ
- 第十七條 賛助會員たらんとするものは第十四條に準じ會費一ケ月分以上を添へて本支部に申込みし
- 第十八條 本會正會員にして退會せんとするものは其理由を明記し會員證會員徽章を添へ紹介者運署の上本支部に申出づべし
- 第十九條 賛助會員亦之に準ず
- 第二十條 本會正會員又は賛助會員にして本會の名譽を毀損し若くは會員たるの義務を怠りたるものは幹事會の決議を経て支部長之を除名する事あるべし
- 第二十一條 本支部に對し特に功勞ありと認めたる時は前條同様の手續を経て支部長之を表彰する事あるべし

第七章 會員の權利義務

- 第二十一條 本會々員は本會則第二十七條の各事業に對し其特典に與るの權利を有す
- 第二十二條 本會々員は本會主義綱領並會則及規定を遵守し毎月定額の會費を前納する義務あるものとす
- 第二十三條 正會員會費は一ケ月金五拾錢とし内金拾五錢總本部費金參錢城南聯合會費金五錢組合費金貳拾錢共濟金七錢支部費用とす但會費前納者に對しては毎月機關雜誌を交付す
- 第二十四條 賛助會員及名譽會員は本支部及諸集會に出席し其規律に従ひ發言の權利を有すれども決議の數に加はる事を得ず
- 本會員は住所移轉の都度本支部に通告すべし